

帯広市水防計画の主な変更箇所

新旧 対照表	変 更 箇 所
① 大規模氾濫減災協議会の記載追加	
7 頁	第 2 章 水防組織 第 2 節 大規模氾濫減災講義会 1 大規模氾濫減災協議会 (略) 2 北海道大規模氾濫減災協議会
② 防災基本計画の修正に伴う「避難指示」等の表記の修正	
14 頁 及び 17 頁	第 4 章 予報及び警報 第 2 節 洪水河川における洪水予報【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】 危険レベルの表中、「避難準備情報の発令を検討」を「高齢者等避難、避難指示の発令を検討」に、「避難勧告等の発令を判断」を「高齢者等避難の発令」などに修正 第 4 節 水防警報 も同様の修正
③ 洪水予報を行う河川の表記修正	
14 頁 及び 17 頁	第 4 章 予報及び警報 第 2 節 洪水河川における洪水予報【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】 ・「洪水予報を行う河川と発表の基準となる観測所」の表の欄外に、帯広川に関する以下の記載を追加 「※帯広川は鎮橋（東 2 南 2）より下流区間
④ 国交省「水防計画作成の手引き」（令和 3 年 7 月）に沿った内容の追加	
全体	各種用語の定義等を追加
⑤ 重要水防箇所の修正	
32 頁	令和 3 年度時点の内容に修正